

第2回農林業センサス等研究会における意見と考え方について（案）

1 農林業経営体調査

項 目	意 見	考 え 方
基本的事項 作業の受委託 ○「農作業の受託」	「農作業の受託面積」について、作業別の受託の有無の把握に変更しているが、農作業受託面積は、経営耕地面積と合わせ経営規模として、農地の流動化の状況を示すものであり、把握すべき。	- 農業経営基盤の強化の推進（農地の流動化）などに利用 - 原案を見直し、「<u>農作業受託面積</u>」は、<u>農業経営基盤の強化の推進（農地の流動化）のため必要な「水稻作」、さとうきび経営安定対策の推進に必要な「さとうきび」</u>について、<u>継続して把握</u> - その他の作物の「<u>農作業受託面積</u>」は、水稻作に比べ相対的に少なく（全体の90%が水稻作）、現在、参考情報としての利用であり、記入者（調査客体）の負担軽減を重視、削除
○「農作業の委託」	「農作業の委託」を削除しているが、土地利用型農業（稲作）の構造改革を推進するための重要な事項であり、把握すべき。	「農作業委託」は、農業経営基盤の強化の推進（農地の流動化）において、参考情報としての利用であり、農作業の受委託は受託側で把握することとし、原案どおり
○「林業作業の委託」	「林業作業の委託」を削除しているが、林業は農業に比べ、分業化が進んでいるため、保有山林における作業委託の状況を把握すべき。	「林業作業委託」は、林業構造の現状分析の指標としては、参考情報としての利用であり、林業作業の受委託は受託側で把握することとし、原案どおり
農業用機械 ○「農業用機械の所有状況」	「農業用機械の所有台数及び利用台数」を削除しているが、「農業用機械」は、農業経営の基本である労働力、土地、資本のうち、資本の構成要素の一つで、投下資本規模を測るものであり、さらに、機械の所有と利用に関して近年大きな変化があるため、把握すべき。	- 農業機械化促進法に基づく基本方針の制定、農作業事故割合の算定等に全国及び都道府県単位の結果を利用 「生産動態統計調査」（経済産業省）や業界団体（（社）日本農業機械工業会等）のHPなどにより、農業用機械の生産・出荷台数が把握可能 - 原案を見直し、<u>母集団情報として主要機械である動力田植機、トラクター、コンバインに限定して所有台数のみ把握</u> <u>別途、農業構造動態調査等の中で、馬力別の所有台数、利用状況等詳細について新たに把握</u>

項 目	意 見	考 え 方
山林 ○「保有山林の所在地別面積割合」	・「保有山林の所在地別面積割合」を削除しているが、山林の所在地と所有者の居住地が一致していない林業経営体が多いため、把握すべき。	・林業構造の現状分析に利用 ・「森林組合一斉調査」(林野庁)で不在村私有林所有者を把握(全体の86%が地区内居住者の森林面積) ・本調査の調査対象は、林業経営を行っている者(会社員等が山林を所有しているだけで、施業を行っていない場合は調査対象外)であり、すべての山林について把握することは困難 ・本項目は、法令上の利用がなく、現在、参考情報としての利用であり、かつ、他の代替データがあるため、削除
○「人工林の面積」	・「保有山林のうち、人工林の面積」を削除しているが、保有山林から天然林を除いた人工林面積が実質的な経営規模となるため、把握すべき。	・林業経営の経営規模の分析に利用 ・「森林資源現況調査」(林野庁)で人工林面積を把握(全体の41%が人工林) ・本項目は、法令上の利用がなく、現在、参考情報としての利用であり、かつ、他の代替データがあるため、削除
調査の内容 世帯 ○「農業生産組織」	・「農業生産組織に構成員として参加」を削除しているが、担い手の多様な取組実態を明らかにするため、把握すべき。	・農業経営の組織化の進捗状況の把握などに利用 ・「 <u>農業生産組織</u> 」の参加世帯数については、平成17年から新たに集落営農実態調査(毎年実施)で、より充実して把握 ・本項目は、他の代替データがあるため、削除
農産物の生産 ○「工芸農作物の品目別面積」	・「工芸農作物の品目別面積」を全体の面積の把握に変更しているが、担い手育成の推進に影響するため、把握すべき。	・農業経営体において工芸農作物は、98%が単一品目を作付け(2005年農林業センサス調査結果) ・品目別に面積を把握する必要がないため、記入者の負担軽減を重視、原案どおり

項 目	意 見	考 え 方
○「野菜・果樹の品目別面積」 農産物の販売 ○「農作物の出荷先」 山林 ○「保有山林における作業面積」 農業経営の特徴 ○「農業生産関連事業」	・「野菜及び果樹の品目別面積」を全体の面積把握に変更しているが、市町村別統計の廃止に伴い、農林業センサスで5年毎に把握すべき。 ・「農作物の出荷先」を削除しているが、販売形態の多様化の実態について、農業経営体の成長度合いを測る項目であるため、把握すべき。 ・「保有山林における過去1年間の実作業面積」を削除しているが、林業経営への取組を示すものであるため、把握すべき。 ・農業生産関連事業の取組状況を把握する項目について、個別経営体単独の取組と複数の経営体による取組、農外企業との連携による取組がわかるよう拡充すべき。	・本項目は、作物統計調査を実施するための母集団情報を把握、記入者の負担軽減を重視、原案どおり ・都道府県において市町村別に必要な品目は、調査票の都道府県設定項目に品目を設定し、把握が可能 ・なお、品目別の市町村別統計は、対象とする作物によっては利用ニーズが低いことから、市町村単位でのデータ整備が不可欠なもの（水稻、麦、大豆、指定野菜等）に限定し、把握 ・食料・農業・農村基本計画（多様な経営発展の取組の推進）に係る施策等の検討資料に利用 ・一方、農産物の出荷先も含めた販売形態の多様化の実態は、「食品流通構造調査」で把握 ・本項目は、法令上の利用がなく、かつ、他の代替データがあるため、削除 ・今後10年間で伐期に達する人工林面積の割合が、現在の30%から60%に急増（「森林資源現況調査」（林野庁））するなど森林資源が急激に変化 ・<u>原案を見直し、実作業面積については、今後の森林・林業基本計画に基づく施策（林業の生産構造の指標）の推進に必要であり、継続して把握</u> ・認定農業者、農業法人などの経営状況の把握、「都市と農村の共生・対流」の状況把握などに利用 ・地域経済の基盤である農林水産業、中小企業の連携による雇用の確保、地域社会の維持・振興のための「中小企業と農林漁業者が連携する事業を支援する農商工等連携促進法案」が閣議決定 ・このため、<u>農業以外の業種からの参入状況を明らかにするとともに、母集団整備を行うため、資本金・出資金の提供に係る項目を新設</u>

項 目	意 見	考 え 方
項目の定義 調査対象者 ○「組織経営へ参加」 ○「集落営農の扱い」 ○「農業経営の法人化」 農業労働力 ○「農業労働力」	・稲作は個人で営んでいるが、麦・大豆等の転作は集落営農として組織的に取り組んでいる場合の調査対象者の把握方法を明確にすべき。 ・「集落営農」には様々な形態があるが、経理等は一元的に行っている場合もあるので、その把握方法を明確にすべき。 ・「経営の法人化の状況等」について、農協及び森林組合は、法人化している各種団体に区分されているが、各種団体から除くべき。 ・「日雇・季節雇など、農業経営のために臨時雇いした人」について、毎日2時間雇用した場合などの記入方法を明確にすべき。	・個別経営（稲作）と組織経営（麦・大豆）は別々の調査票で把握 なお、集落営農として組織的に取り組んでいる場合の調査対象者は、その組織の代表者のみ ・調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底 ・経理等を一元的に行っている場合、作業を個別に実施している場合は、個々の農林業経営体を調査対象（単なる経理処理のみの組織は調査対象外） ・なお、「集落営農」の取組内容別の対応方法については、調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底 ・本項目は、農林業経営体の法人・非法人の属性（現状）を把握する項目 ・設問のレイアウト・表現ぶりなどをわかりやすく変更 ・「農業労働力」日数は、8時間で1日（1人の者が毎日2時間の働いた場合は4日で1日） ・調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底
調査票書式 ○「経営主の把握」	・世帯員の記入欄において、世帯員の状況を把握した後、経営主を把握する調査票としているが、農林業経営体調査としては、まず始めに経営主を把握するよう調査票を修正すべき。	・農業経営体において、複数経営を行っている場合、調査票への記入が複雑（例えば、親が稲作経営、子が畜産経営の場合、1世帯に経営主が2人居ることとなり、複数の経営主を基に世帯員の続柄等を記入することは困難） ・このため、原案どおりとするが、記入者が、わかりやすく記入できるよう、最初の欄に「(世帯主)」を記入

項 目	意 見	考 え 方
○「ハウス・ガラス室」と「施設の作付面積」 その他 ○兼業農家の区分（農家分類）	・「ハウス・ガラス室」面積の記入欄と「施設の作付・栽培」面積（野菜・果樹等）の記入欄が整合性を図れるよう調査票を修正すべき。 ・農業経営体（農家）において、集落営農で作業に従事している場合、自営農業の所得に加え、集落営農からも所得を得ている。この場合、現行の区分では、農業に係る所得だけで生計を立てているにもかかわらず、兼業農家と扱われるため、実態に合っていない。	・野菜・果樹等の「施設の作付・栽培」は、年間複数回作付け（栽培）する場合が多く、延べ面積を記入するものであり「ハウス・ガラス室」面積と「施設の作付・栽培」面積はそれぞれ性格が異なり、整合性を図ることは困難 ・調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底、原案どおり ・集落営農に構成員として参加している場合は、集落営農からの所得は自営農業の所得として把握（専業農家） ・集落営農に雇用された場合は、集落営農からの所得は自営農業以外の所得として把握（兼業農家）

2 農山村地域調査

項 目	意 見	考 え 方
基本的事項 地域資源の保全 ○「在村者・不在村者別私有林面積」と「森林組合の加入者の状況」	・「在村者・不在村者別私有林面積」及び「森林組合の加入者の状況」を削除しているが、林業施策を推進するため重要な事項であり、把握すべき。	・不在村森林所有者対策の現状分析のため、都道府県単位結果を利用 ・「森林組合一斉調査」（林野庁）で不在村私有林所有者を把握（私有林面積の66%が森林組合管理） ・前回（2005年）調査において、調査対象者（市区町村）で把握が出来ず、職員による聞き取りを複数の関係機関で行ったが把握に苦慮 ・さらに、<u>国家公務員総人件費改革による職員の大幅削減に伴い、複数機関を対象とした聞き取り調査を市町村に限定した郵送調査に変更するため、これまでどおり本項目の複数機関での聞き取りは不可能</u> ・本項目は、法令上の利用がなく、現在、参考情報としての利用であり、かつ、他の代替えデータがあるため、削除
地域資源を活用した施設 ○「森林公園」・「キャンプ場」	・「森林公園」・「キャンプ場」を削除しているが、林業施策を推進するため重要な事項であり、把握すべき。	・「広く国民に開かれた森林の整備」（森林・林業基本計画）の検討に利用 ・「森林公園」は法的に位置付けられた定義が無く、前回（2005年）調査は『「○○森林公園」、「○○の森」と称するもの』として把握 ・前回（2005年）調査において、調査対象者（農業集落精通者）で把握が出来ず、職員による聞き取りを他の農業集落精通者や複数の関係機関で実施 ・さらに、<u>国家公務員総人件費改革による職員の大幅削減に伴い、複数機関を対象とした聞き取り調査を特定の農業集落精通者に限定した調査員調査に変更するため、これまでどおり本項目の複数機関での聞き取りは不可能</u> ・「森林公園」及び「キャンプ場」は、「森の子くらぶ推進プロジェクト」（林野庁、文部科学省で連携）の<u>受入可能施設、地方自治体及び民間のHPなどにより幅広く情報把握が可能</u> ・本項目は、法令上の利用がなく、現在、参考情報としての利用であり、かつ、他の代替えデータがあるため、削除

項 目	意 見	考 え 方
調査の内容 農業集落内での活動状況 ○「寄り合いの開催状況」の議題	・寄り合いの議題の把握項目で「農業生産にかかる事項」について、幅広く農業生産に関わる把握を意図したものと考えるが、生産調整は質が異なるため、区別すべき。 ・寄り合いの議題の把握項目で「集落共有財産・集落共用施設の管理」について、集落共有財産とは、入会地とか財産区といった歴史的な遺産を指し、集落共用施設とは、集会所、公民館といった共用の生活関連施設を指すと考えられ、質が異なるため、区別すべき。 ・地域資源の保全を把握する項目で「ため池・湖沼」について、琵琶湖、霞ヶ浦のような大きな湖沼も小さなため池も集落内の資源としての把握では適切な結果が得られないため、区別すべき。	・本調査の「生産調整」は、<u>前回（2005年）調査において、従来、「生産調整」、「土地基盤整備等」として把握していた事項を「農業生産に係る事項」として把握</u>（「生産調整」7割、「土地基盤整備等」3割（2000年農林業センサス結果）であり、生産調整が大半） ・調査対象者を特定した自計申告へ移行するため、<u>生産調整を区分して把握することは記入者の負担が増加</u> ・以上の点から調査項目の区分については、原案どおり ・本調査の「集落共有財産」は、従前から歴史的遺産（入会地など）の他、<u>共有の農業用機械、農業関連施設（選果場、出荷場、倉庫等）も含めて定義</u> ・集落共有財産、集落共有施設の両方となる施設等（倉庫兼集会所）、調査記入者が分離して記入することが困難 ・本項目は、調査時に記入者が混乱をきたさないよう、上記「財産・施設」を包含して設定したものであり、原案どおり ・本調査の「湖沼・ため池」は、農業集落内が把握対象 ・複数の農業集落に接する大規模な湖沼（琵琶湖・霞ヶ浦等）は、農業集落の境界線を設定することが困難であり、農業集落外と整理、調査対象外 ・以上の点から調査項目の区分については、原案どおり
○「ため池・湖沼」の把握範囲	・地域資源の保全を把握する項目で「ため池・湖沼」について、琵琶湖、霞ヶ浦のような大きな湖沼も小さなため池も集落内の資源としての把握では適切な結果が得られないため、区別すべき。	・本調査の「湖沼・ため池」は、農業集落内が把握対象 ・複数の農業集落に接する大規模な湖沼（琵琶湖・霞ヶ浦等）は、農業集落の境界線を設定することが困難であり、農業集落外と整理、調査対象外 ・以上の点から調査項目の区分については、原案どおり

項 目	意 見	考 え 方
項目の定義 農業集落内での活動状況 ○地域資源の定義 ○保全の定義	・ 調査票に記入する者が惑わないように、対象とする地域資源の定義を明確にしておくべき。 ・ 調査票に記入する者が惑わないように、地域資源の保全の定義を明確にしておくべき。	・ 本調査の「地域資源」は、農山村地域を形成する有形の資源である農地資源、水資源（河川、湖沼・ため池、水路など）、森林資源を対象として定義 ・ 調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底 ・ 本調査の「地域資源の保全」は、地域共有の資源及び地域環境の維持、向上を意識して取り決めにより行う行為（自己の農林業生産活動のための維持管理のみを行っている場合は除く）を対象として定義 ・ 調査票の記入上の注意に記載し、周知を徹底
調査結果の活用 農業集落の概況 ○総戸数	・ 新たに総戸数を把握するが、農家数の把握及び農家数割合はどのように算定するのか説明して欲しい。	・ 農家数、土地持ち非農家数については、農林業経営体調査で把握、農業集落別にデータを整備（調査票及び調査客体候補名簿を利用）し、農業集落別の総戸数と併せて農業集落内の農家数割合を算定